



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
9月6日
第36号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

| | |
|--|---|
| 国土調査の指定（県民活動生活課） | 1 |
| 保安林予定森林の通知（森林保全課） | 1 |
| 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示の要旨（森林保全課） | 2 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課） | 2 |

○ 公 告

| | |
|----------------------------------|---|
| 令和元年度滋賀県学芸職員採用選考第1次考査実施公告（環境政策課） | 3 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課） | 4 |
| 一般競争入札の公告（情報政策課） | 7 |

○ 健康福祉事務所告示

| | |
|--|---|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（湖東、湖北） | 9 |
|--|---|

○ 農業農村振興事務所公告

| | |
|--------------------|----|
| 土地改良区定款変更認可公告（東近江） | 10 |
|--------------------|----|

○ 土木事務所公告

| | |
|-----------------------------|----|
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（湖東） | 10 |
|-----------------------------|----|

告 示

滋賀県告示第153号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、長浜市新居町の一部の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定の年月日 令和元年7月16日

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域 | 調 査 期 間 |
|-----------|--------------|---------------------------|
| 長浜市 | 長浜市木之本町千田の一部 | 令和元年8月1日から 令和6年3月31日まで |

滋賀県告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 米原市上丹生字谷山1161から1165まで、1172
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第155号

平成30年滋賀県告示第519号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市小一条町字穴伏85-1
- 2 通知の内容の要旨 平成30年滋賀県告示第519号のとおり

滋賀県告示第156号

平成30年滋賀県告示第520号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市布勢町字テナシ22-51、22-52
- 2 通知の内容の要旨 平成30年滋賀県告示第520号のとおり

滋賀県告示第157号

平成31年滋賀県告示第45号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を湖南市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 湖南市三雲字中嶋2103
- 2 通知の内容の要旨 平成31年滋賀県告示第45号のとおり

滋賀県告示第158号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|-------------|---------------------------|---------------|----------------------|-------------------|---------|------------|
| ライフクリエイトなさか | 甲賀市水口町東名坂191サンクリエイト名坂601号 | 社会福祉法人さわらび福祉会 | 甲賀市水口町水口字波濤ヶ平6743番の1 | 共同生活援助(介護サービス包括型) | 令和1.8.1 | 2521400396 |

| | | | | | | |
|---------------------|-------------------|--------------------------|--------------------|----------------------|---------|------------|
| くまちゃんち | 守山市金森町 454番地の4 | くまだキッズ ファミリーク リニック | 守山市金森町 454番地の4 | 短期入所 | 令和1.9.1 | 2510700491 |
| ジョブタス 栗東事業所 | 栗東市荻原113 番地 | A n s h i n 株式会社 | 栗東市荻原113 番地 | 就労継続支援A 型 | 令和1.9.1 | 2511200269 |
| ここねっと ふれあい農 園 | 甲賀市水口町 牛飼503-1 | 特定非営利活 動法人ここね っと | 甲賀市水口町 水口3207番地 | 生活介護 就労継続支援B 型 | 令和1.9.1 | 2511400398 |

公 告

令和元年度滋賀県学芸職員採用選考第1次考查実施公告

令和元年度滋賀県学芸職員採用選考第1次考查を次のとおり行います。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 採用職種 学芸員または学芸技師

2 採用予定人員 歴史学（近世） 1名

3 受験資格

(1) 次のいずれにも該当する者が受験できます。

ア 修士もしくは博士の学位を有する者またはこれに準ずる能力を有する者

イ 歴史学を専攻した者で、近世以降の琵琶湖を中心とした自然利用（水上交通、淡水漁撈、治水・利水等）、自然災害等について学際的な研究を行うことができるもの

ウ 研究以外の博物館事業に優れた実践経験がある者または研究以外の博物館事業に意欲的である者で、博物館運営に必要な資料の収集・整理・保管、展示、情報、交流、サービス等の事業に従事できるもの

エ 学芸員資格を有する者または採用後速やかに学芸員資格を取得できる者

オ 昭和54年4月2日以降に生まれた者

カ 行政サービスに支障のない日本語能力を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 勤務の条件

(1) 採用の時期 令和元年12月1日

(2) 勤務先 滋賀県立琵琶湖博物館

(3) 給与等

ア 給料は、大学院修士課程を修了した者にあつては、月額248,647円（地域手当を含む。）で、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。なお、この額は、平成31年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として、毎年1回行われます。

(4) 学芸員資格を有しない者にあつては、採用後速やかに学芸員資格を取得すること。

(5) 博士の学位を有しない者にあつては、採用後速やかに博士の学位を取得すること。

5 第1次考查

(1) 方法 応募者の研究業績、識見・表現力等について書類審査を行います。

(2) 結果発表 令和元年10月中旬に、応募者全員に文書で通知します。

6 申込手続および受付期間

(1) 提出書類

ア 選考申込書 1通（所定の用紙）

交付場所 滋賀県立琵琶湖博物館総務部総務課 〒525-0001 草津市下物町1091

※ 郵便で請求できます。郵便はがきの裏面に「令和元年度滋賀県学芸職員採用選考申込書請求」と記入の上、住所および氏名を明記して、滋賀県立琵琶湖博物館総務部総務課宛て請求してください。

※ 琵琶湖博物館のホームページからもダウンロードできます。

イ 写真 1葉（最近6か月以内に撮影したものを選考申込書に貼ること。）

ウ 調査、研究、論文等の業績目録、主要著書および主な論文等の写し（最近5年以内に執筆したもの3編以内とします。A4片面刷りとし、製本やホチキス止めをしないでください。）

エ 小論文（「あなたの専門を土台にして、研究・事業等において琵琶湖博物館にどのような寄与ができるか。」について、3,000字以内でまとめてください。）

オ 推薦書（可能な限り添付すること。）

(2) 提出先 滋賀県立琵琶湖博物館総務部総務課 〒525-0001 草津市下物町1091

(3) 受付期間 令和元年9月6日(金)から令和元年9月26日(木)までの執務時間中に受け付けます。なお、郵送の場合は、令和元年9月25日(水)までの消印があるものに限り受け付けます（必ず簡易書留により送付してください。）。

7 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 その他

(1) 第2次考査 第1次考査合格者については、次により第2次考査を受けていただきます。

ア 日時 令和元年10月中旬または下旬

イ 場所 滋賀県立琵琶湖博物館 草津市下物町1091

ウ 方法

(ア) 口述試験

(イ) 適性検査 公務員として必要な適性について検査を行います（第2次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、(2)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）。

エ 結果発表 令和元年10月下旬に、第2次考査を受けた方全員に文書で通知します。

(2) 第2次考査合格者については、令和元年11月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第2次考査結果通知でお知らせします。

(3) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和元年11月中旬に採用の通知をします。

(4) 問合せ先 滋賀県立琵琶湖博物館総務部総務課 〒525-0001 草津市下物町1091 電話 077-568-4811
FAX 077-568-4850 電子メールアドレス de52@pref.shiga.lg.jp

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 TOKUYA大津瀬田店 大津市大萱六丁目字南川崎2992番ほか7筆

2 意見の概要

(1) 大津市からの意見

ア 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容および交通渋滞対策を説明されたい。また、当該自治会等から要望があれば、適切な対応をお願いする。

イ 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。

ウ 店舗入口に接する市道幹1058号線は平日の夕方や土日曜日には非常に交通量の多い道路であり、周辺の市道等も混雑している状況である。瀬田北学区自治連合会会長および近隣自治会長（殿田・浜口北）に丁寧な説明をして、建築工事中の工事車両誘導や開店後の交通整理関係、防犯対策などの説明・協議をされたい。また、

- 防犯対策が項目ごとに箇条書きに記載されているが、昨今の犯罪が年々悪質を極めており、地元においても学区自主防犯・防災会をはじめ瀬田北学区の防犯・防災において努力されているところであるので、貴社においても一層の対策をお願いする。
- エ 造成工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止についての措置を具体的に示し、十分な対策を講じること。
- オ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）および大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年大津市条例第27号）に規定する特定建設作業を行う場合は、各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を提出すること。
- カ 土壌汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。
- キ 当該事業（関連区域・造成協力地等を含む。）において、土壌汚染対策法（平成14年法律第53条）第4条に基づく届出対象となる場合（3,000平方メートル以上の土地の形質の変更（盛土、切土、抜根作業等に伴う掘削を含む。））は、形質変更等の着手の30日前までに届出を提出すること。
- ク 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成11年大津市規則第64号）第20条に規定する生活環境影響事業に該当するため、事前協議書を提出すること。
- ケ 設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法等の環境法令に定める特定施設等に該当する場合がありますため、必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること。
- コ 当該店舗から排出されるごみについては、事業系廃棄物ゆえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託も含む。）等するとともに、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については安全かつ適正に処理すること。
- サ ごみの減量化、再資源化に努めること。
- シ 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年大津市条例第17号）第30条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
- ス 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年大津市規則第45号）第16条の保管基準を順守すること。
- セ 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
- ソ 当該店舗の営業開始次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3に定めるところにより事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第16条の4に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。
- タ 景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出については、大津市景観法等施行細則（平成18年大津市規則第105号）第3条の2の規定に基づく適合通知書を得ること。
- チ 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容等によって許可が必要となるため、事前に大津市未来まちづくり部まちづくり計画課と協議を行い、必要に応じて許可を得ること。
- ツ 造成および建築工事に伴う、工事車両の搬出入経路、台数（日当り）等の計画図を作成し、未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。また、実施に当たっては、地域住民の理解を得て実施すること。
- テ 造成および建築工事に伴う、交通誘導員配置や工事看板設置等の交通安全対策を検討し、未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。また、実施に当たっては地域住民の理解を得て実施すること。
- ト 工事車両等の駐車対策（工事車両の駐車場確保）について、未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。
- ナ 確定測量を実施する場合は、公共基準点に基づく測量を行うこと。
- ニ 駐車場出入口付近には、視認性向上のため、視界をさえぎる構造物や密な植栽は設置しないこと。また、安全対策として、出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討すること。
- ヌ 当該駐車場について、駐車料金を徴収する場合は、内容により駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条による届出を行う必要があるため、未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。
- ネ 路外駐車場で、一般公共の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上のものの構造および設備は、料金を徴収しない場合においても、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第7条および第8条による技術的基準に適合させる必要があるため、未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。
- ノ 駐車場の混雑等による影響で周辺道路が渋滞しないよう、混雑時には駐車場誘導員の配置等を検討すること。

- ハ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく特定建設資材を扱う造成工事で、その請負額が500万円（消費税込）以上の場合は、工事着手7日前までに、同法上の届出が必要なので留意すること。
- ヒ 建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、大津市建築基準条例（平成12年大津市条例第11号）および関係法令等に適合すること。
- フ 大津市開発事業の手続き及び基準に関する条例（平成24年大津市条例第6号）、大津市開発許可制度に関する基準および都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に基づく開発許可（平成31年2月14日付け大津市指令未開第30051号）の内容ならびにその許可条件を遵守すること。
- ヘ 繁忙期等について、交通誘導員を配備するなど、交通渋滞を招かないよう対策を行うこと。
- ホ 当該届出地の出入口に面する道路は、瀬田北小学校、瀬田北中学校の通学路であることから、児童・生徒の登下校時における車両等の出入りに際し、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、該当校へ事前に説明を願いたい。
- マ 危険物を貯蔵または取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。また、危険物施設を新たに設置する場合は、予防課危険物係と協議すること。
- ミ 太陽光発電設備を設置する場合は、警防課と協議すること。

(2) 草津市からの意見

- ア 店舗設置に伴い、店舗の利用者が増加することで、周辺道路における交通渋滞の発生や生活道路における交通量の増加が予想される。については、誘導方法等について十分計画の上、スムーズな交通流動を確保し、交通渋滞が生じないように努めること。また、造成・建設工事における工事用車両については、近隣道路の交通等に十分配慮するようお願いする。
- イ 心地よさの感じられる景観の維持および創出を図るため、新設建物の意匠や形態、色彩、敷地の緑化措置等について、周辺の景観に配慮すること。
- ウ 草津市内に当該施設への案内看板等を設置する場合は、草津市屋外広告物条例（平成24年草津市条例第16号）に基づく手続を行うこと。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 令和元年9月6日から令和元年10月7日まで

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）MEGAドン・キホーテUNY東近江店 東近江市今崎町163番地
- 2 意見の概要 東近江市からの意見
開発許可区域の面積の3パーセント以上の緑地を確保すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
東近江市商工観光部商工政策課 東近江市八日市緑町10番5号

(2) 縦覧期間 令和元年9月6日から令和元年10月7日まで

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 MEGAドン・キホーテ水口店 甲賀市水口町北泉一丁目30番地
- 2 意見の概要 甲賀市からの意見
 - (1) 騒音・振動・悪臭・粉じん・濁水等の発生防止策を講じること。また、このような事象が発生した場合は早急に対策を講じるとともに、周辺住民への説明等、必要な対応を行うこと。
 - (2) 施工に係る作業内容を確認し、必要に応じて環境関連法令に基づく届出等を行うこと。
 - (3) 廃棄物対策計画の一般廃棄物（紙類・厨芥・廃プラ）については、可能な限り分別し資源化を図り、焼却処理量を低減すること。廃棄物は可能な限り資源化に努め、焼却処理量を低減すること。また、生ごみの保管期間は、気候状況に応じて配慮すること。
 - (4) 24時間営業を行う場合は、駐車場の防犯灯を増設する等、防犯対策について検討すること。
 - (5) 当該事業に起因して、市道を損傷した場合には、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定に基づく承認を得て、事業者にて修繕を行うこと。
 - (6) 青少年の健全育成に影響が出ないように対策等を検討すること。
 - (7) 店舗建築工事の施工等、店舗開設のための準備については、時期や内容等を十分に周知し、地域住民との協議内容や本市関係各課から出されている意見等にも誠意を持って対応すること。
 - (8) 雇用については、地元での積極的な採用の配慮をお願いする。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地
 - (2) 縦覧期間 令和元年9月6日から令和元年10月7日まで

一般競争入札の公告

令和元年度から令和6年度までにおける滋賀県歴史公文書管理システム構築・運用保守業務委託について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により公告する。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名および数量 滋賀県歴史公文書管理システム構築・運用保守業務委託 一式
 - (2) 委託業務の内容等 入札説明書ならびに契約書案および仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに
 - (3) 委託期間
 - ア 構築業務 契約締結の日から令和2年3月31日まで
 - イ 運用保守業務 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (4) 予定価格 入札説明書による。
 - (5) 履行場所 滋賀県庁ほか
 - (6) この入札は、入札書と併せて業務に係る提案書の提出を受け、入札価格以外の評価項目と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。詳細は、入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等（平成31年滋賀県告示第46号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 平成26年4月1日以降に、国または地方公共団体において、情報システムの開発および運用保守業務の受託実績を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および2(5)に掲げる資格を有することを証する書類

(2) 提出期限 入札説明書別記2(5)に定める「質問」および別記2(6)に定める「入札書および提案書の提出」のうち最初に行うものの実行日

(3) 提出場所 4(1)と同じ。

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書および提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所ならびに問合せ先 滋賀県総合企画部情報政策課 ICT企画室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3292 電子メールアドレス it-pmo@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和元年9月6日(金)から令和元年10月15日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。電子メールによる交付を希望する場合、(1)に示す電子メールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県歴史公文書管理システム構築・運用保守業務委託に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびに交付先のメールアドレスを記載した電子メールを送信すること。併せて、そのメールを送信した旨を、(1)に示す問合せ先に電話により伝えること。交付請求の電子メールを受信した後、交付先の電子メールアドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所 令和元年9月17日(火)10時 滋賀県庁北新館5階5-D会議室(大津市京町四丁目1番1号)

(5) 入札書の受領期限 令和元年10月16日(水)10時。郵送による場合は、書留郵便により、受領期限までに必着のこと。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(6) 開札の日時および場所 令和元年10月16日(水)11時 滋賀県庁新館7階システム設計室1B(大津市京町四丁目1番1号)

(7) 対面評価 令和元年10月25日(金)を予定。提案内容の評価に当たり、対面による評価を行う。時間等を連絡するので、入札参加者は対応すること。なお、都合により日程を変更する場合がある。

(8) 落札決定 令和元年10月下旬。(7)の対面評価を経て決定するので、日程が前後する場合がある。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で入札書を提出したもののうち、滋賀県歴史公文書管理システム構築・運用保守業務委託に係る落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点に入札価格による評価点を加算した評価点の最も高いものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
- (1) 入札参加者は、4(5)に示す受領期限までに、封印した入札書および本業務に係る提案書を一括して、4(1)に示す場所に提出しなければならない。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書および提案書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (3) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
 - (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札は行わない。
 - (5) 落札者は、落札決定の日以後7日以内（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
 - (7) その他詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the services required : Construction, operation and maintenance of historical official document management system, 1 set
 - (2) Deadline for tender : 10 : 00, October 16, 2019
 - (3) For further information, contact : Information Policy Division, Department of General Policy Planning, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu city, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 3292

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年9月6日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 切 手 俊 弘

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|-------------|-----------------|-----------|--------------------|----------------|---------|------------|
| ニチイケアセンター稲枝 | 彦根市稲部町字六ノ坪79番地3 | 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | 居宅介護 重度訪問介護 | 令和1.9.1 | 2510300722 |

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年9月6日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|--------------|---------------|-----------|--------------------|----------------|---------|------------|
| ニチイケアセンター高月北 | 長浜市高月町高月957-1 | 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | 居宅介護 重度訪問介護 | 令和1.9.1 | 2510300698 |

| | | | | | | |
|---------------------|-----------------|---------------|----------------------------|----------------|---------|------------|
| ニチイケア センター浅 井 | 長浜市内保町 258-1 | 株式会社ニチ イ学館 | 東京都千代田 区神田駿河台 二丁目9番地 | 居宅介護 重度訪問介護 | 令和1.9.1 | 2510300706 |
| ニチイケア センター虎 姫 | 長浜市酢268- 3 | 株式会社ニチ イ学館 | 東京都千代田 区神田駿河台 二丁目9番地 | 居宅介護 重度訪問介護 | 令和1.9.1 | 2510300714 |

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、琵琶湖干拓小中之湖土地改良区の定款の変更は、令和元年8月27日に認可した。

令和元年9月6日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 榎 木 秀 和

土 木 事 務 所 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和元年9月6日

滋賀県湖東土木事務所長 中 島 智 史

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面積 | 検査済証 | |
|------------------------------|-----------------------------------|---------|----------|--------|
| | | | 交付年月日 | 番号 |
| 犬上郡多賀町大字猿木175 番地 鯉堂亜希子 | 犬上郡多賀町大字猿木字居町 153番1、154番、155番2 | 316.88㎡ | 令和1.8.29 | 000317 |